

議案第76号

財産を無償で譲渡し、及び貸し付けること（鳥取県立社会福祉施設の建物及び用地）について

次のとおり、財産を無償で譲渡し、及び貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

(1) 譲渡

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町西三丁目112番 ほか12筆	49,406.12平方メートル
建	鳥取県立障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127番 3,712.44平方メートル
	鳥取県立障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128番 2,158.74平方メートル
	鳥取県立障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259番43 2,681.03平方メートル
	鳥取県立障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113番 2,875.81平方メートル
	鳥取県立西部やまと園	西伯郡南部町阿賀字宮ノ谷15番 3,036.75平方メートル
	鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津9番2 3,248.67平方メートル

物	鳥取県立白兔はまなす園	鳥取市伏野字石山ノ鼻2256番1	2,219.33平方メートル
	鳥取県立三津白寿苑	鳥取市三津字砂所ノ一869番7	3,578.62平方メートル
	鳥取県立巖城はごろも苑	倉吉市巖城字三通田920番1	3,470.53平方メートル
	鳥取県立皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目3番1	2,677.48平方メートル
	鳥取県立境港通勤寮	境港市外江町字四方ノ川3413番3	941.69平方メートル

(2) 貸付け

種類	所在地	数量
土地	鳥取市伏野字石山ノ鼻191番2ほか10筆	2,789平方メートル
	鳥取市三津字砂所ノ一869番7ほか6筆	16,048平方メートル
	米子市皆生新田二丁目38番ほか1筆	8,714.99平方メートル
	倉吉市巖城字三通田920番1ほか24筆	13,159.59平方メートル
	境港市外江町字四方ノ川3413番3ほか3筆	2,637.5平方メートル
	東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津9番2ほか25筆	17,716.81平方メートル
	西伯郡南部町阿賀字宮ノ谷15番	27,588.47平方メートル

2 相手方

鳥取市立川町六丁目176番地

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

3 譲渡条件

平成27年3月31日までは、福祉又は公共の用に供しなければならない。また、そ

の期間内は、当該財産を処分してはならない。ただし、議会の議決を経て知事が承認した場合、この限りではない。

4 貸付期間

平成17年4月1日から10年以内

5 理由

県立施設として存置する必要性が低くなった社会福祉施設において実施している業務を、現在管理を行っている社会福祉法人鳥取県厚生事業団に移管することに伴い、経営の安定化を図るため、鳥取県立障害者福祉センター厚和寮、鳥取県立障害者福祉センター友愛寮、鳥取県立障害者福祉センターつばさ園、鳥取県立障害者福祉センターあさひ園、鳥取県立西部やまと園、鳥取県立羽合ひかり園、鳥取県立白兔はまなす園、鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑、鳥取県立皆生みどり苑及び鳥取県立境港通勤寮の建物及び当該建物の用に供するための土地を無償で譲渡し、又は貸し付けしようとするものである。